

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

处分基準（不利益処分関係）

| | | 資料番号 | 4-4 | 担当課 | 労政雇用課 |
|-----|-------------------|------|---------|----------|----------------------|
| 法令名 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律 | 根拠条項 | 45 (42) | 不利益处分の種類 | シルバー人材センター連合に対する監督命令 |

(準用)

第四十五条 第三十七条第三項から第五項まで及び第三十八条から第四十三条までの規定は、シルバーパートナーセンター連合について準用する。この場合において、第三十七条第三項中「第一項の指定をしたとき」とあるのは「第四十四条第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域（当該変更があつたときは、当該変更後の地域）」と、第三十八条第一項中「前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）」とあるのは「連合の指定区域」と、同条第三項中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第三十八条第二項」と、同条第五項中「その構成員である高年齢退職者のみ」とあるのは「その直接又は間接の構成員である高年齢退職者のみ」と、同条第六項の表第五条第二項の項中「第三十八条第五項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第三十八条第五項」と、同表第六条第六号の項及び第六条第八号の項中「シルバーパートナーセンター」とあるのは「シルバーパートナーセンター連合」と、第三十九条第一項中「センターの指定区域」とあるのは「連合の指定区域」と、第四十二条中「この節」とあるのは「第六章第二节」と、第四十三条第一項中「第三十七条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二节」と読み替えるものとする。

【参考】監督命令（法45条で準用する法第42条）

第四十二条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、シルバー人材センターに対し、第三十八条第一項（第三十九条第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。